

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスについての基本的な方針

当社グループは、従来より信条である「われらの誓い」を制定しており、これに基づき社会の構成員としての使命と責任の重さを十分認識し、高い倫理観の下、国内外の法令を遵守することは勿論の事、社会規範に則った健全かつ公正な事業運営を遂行していきます。このため、当社グループ役員一人一人が、日常業務の中で高い使命感と責任を持って、コンプライアンスを重視した事業活動を実施し、社会及びお客様や取引先などすべての社外ステークホルダーから信用と信頼を得られるよう努めてまいります。また、グループ各社のコンプライアンス体制を確立するため、内部監査部門を設置し、コンプライアンスチェックリストによるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを尊重する企業風土がグループ全役員に定着していくよう努めてまいります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制

取締役会については、機動的な開催など意思決定の迅速化をはかるとともに、取締役の任期を1年、取締役・監査等委員の任期を2年とし、毎期取締役の業務執行状況をチェックする体制で、経営に緊張感を持たせています。また、取締役・監査等委員の社外取締役2名は、基本的に全ての取締役会に出席し、公正な意思決定プロセスの確保に努めてまいります。

<われらの誓い>

1. 我々ハーバーグループに於いては、従業員とその家族の幸せが全てに優先されなければならない。共に働く者はみな、良い職場環境の下、自由闊達に意見を言い、のびやかに仕事をし、公平で適切な待遇を受けなければならない。有能な人にはさらなる飛躍の場と昇給、昇格の機会が与えられなければならない。幹部は、能力、人間性、仕事への強い情熱、公平無私な心を持って社内、部下へのコミュニケーションを大切にすべきでなければならない。
2. 我々は顧客に愛され、信頼されなければならない。顧客を大切にし、顧客の立場で考え、真心のこもったサービスを提供してゆかなければならない。自ら進んで商品を使用し、熟知して、顧客からの受注や問い合わせに正確、迅速に対応してゆかなければならない。我々は、取引先にも愛され信頼されなければならない。共存の理念の下、双方に適切な利益が得られるよう、共に考え工夫してゆかなければならない。企業との提携においても信頼と理念を優先させなければならない。
3. 我々は企業としても人間としても進化しつづければならない。志を高くし、常に学んで知識見識を深め、広く情報を集め、我らの理想を追い求めなければならない。研究開発は企業を中心とする柱であり、未来への翼である。独創的で、安全、高機能、高品質で価格競争力の強い商品を開発してゆかなければならない。適切な利益を確保し、潤沢な蓄えで将来に備える為、人員、組織、経費の最小化と、売上の最大化を図らなければならない。株主への配当は余裕の中から適切に行わなければならない。
4. 我々は無添加主義を守り、社会に貢献してゆかなければならない。主体性を堅持し、創業の精神を守りつづければならない。商品は人間にやさしく、環境にやさしく、人々に喜びと幸せを与えるものでなければならない。我々が住み働いているこの地域社会、ひいては地球に感謝し、世の中に有益なことに進んで協力し、参加し、ルールを守り、良き社会人としての責任を果たしてゆかなければならない。

HABAは永遠でなければならない。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

第1章「株主の権利・平等性の確保」

【基本原則1】

当社は、株主が適切な権利行使が出来るよう法とルールを遵守し、速やかな情報開示を行っております。また、株主総会議案を十分に検討できるように、株主総会招集通知を早期に発送する努力をし、その他の情報につきましても、適切な方法により迅速、正確かつ公平に開示を心掛けています。株主総会は可能な限り休日に開催し、株主が参加しやすいようにしております。

第2章「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」

【基本原則2】

当社の信条である「われらの誓い」は経営戦略の基本となっております。当社は、株主をはじめとする従業員とその家族、取引先、お客さま等と共存の理念の下、双方に適切な利益が得られるよう共に考え工夫していくことが何よりも大切と考えています。「われらの誓い」を役員が常に携帯して唱和し、企業倫理を尊重し、健全な事業活動を行うことを誓うと共に、ステークホルダーから信頼される企業グループになることを宣言しております。

第3章「適切な情報開示と透明性の確保」

【基本原則3】

当社は、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しており、法令に基づく開示以外にも、重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社のホームページ等の様々な手段により積極的に開示を行っております。「われらの誓い」に則った経営を行うことにより、ステークホルダーとの価値観を共有してまいります。

第4章「取締役会等の責務」

【基本原則4】

当社は、取締役会とは別に、毎週取締役等による「経営戦略会議」を開催しております。収益力・資本効率等の改善の為のスピーディーな経営判断を行い、各取締役が各部門を兼務することで、職務と責任を明確化し適切なリスクテイクを支える環境を整備しています。また、取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を選任しております。

第5章「株主との対話」

【基本原則5】

当社は、株主と共に当社を成長させていくことが重要であると認識しております。IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主総会と同日に株主と対話できる懇親会、美容セミナー、販売会を開催しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人小柳財団	1,334,000	33.91
小柳 東子	170,300	4.33
有限会社ナチュラル	155,000	3.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	60,000	1.53
小柳 かず江	35,000	0.89
小柳 佳之	20,000	0.51
小柳 典子	20,000	0.51
梅田 常和	18,900	0.48
明治安田生命保険相互会社	15,000	0.38
宮澤 富美雄	14,000	0.36

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 16名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)
 取締役の人数 **更新** 10名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 2名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
梅田 常和	公認会計士												
西口 徹	弁護士								○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員との相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田 常和	○	○	公認会計士梅田会計事務所所長であり、株式会社エイチ・アイ・エス社外取締役監査等委員、株式会社タカラトミー社外監査役、澤田ホールディングス株式会社社外監査役、スズデン株式会社社外取締役であります。公認会計士梅田会計事務所、株式会社エイチ・アイ・エス、株式会社タカラトミー、澤田ホールディングス株式会社、スズデン株式会社と当社との間には取引、資本関係は存在しません。	長年にわたり大手企業をはじめ中堅中小企業数十社を越える経営全般にわたる指導に従事してきております。公認会計士として会社財務・法務に精通し、直接会社経営にも参加しており、会社経営を統括する十分な見識を有しております。公認会計士として高い倫理価値観を持ち、一般株主と利益相反を生じる恐れがないと判断し選任いたします。
西口 徹	○	○	弊社と顧問弁護士契約を結んでおりますが、支払報酬額は多額ではありません。	弁護士としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、その専門的見地から、国内外他企業との提携等での経営判断における大所高所からの助言、また当社コンプライアンス体制の構築、維持のための有効な助言を行っております。同氏は弊社と顧問弁護士契約を結んでおりますが、支払報酬額は多額ではないこと、弁護士として高い倫理価値観を持ち、一般株主と利益相反を生じる恐れが無いと判断し選任いたします。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新** あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の補助は、内部監査室が担っています。
なお、使用人の独立性を確保するため、人選、異動、懲戒等の人事権に係る事項の決定においては監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得ることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と連携して、本社や子会社における業務執行状況や財産の状況を調査し、定例の打合せにて監査計画、監査実施状況、監査結果等について会計監査人から報告・説明を受けます。また、必要に応じ会計監査上の諸問題について意見・情報交換を行います。内部監査部門との連携状況については、監査等委員会と内部監査部門とで定期的に連絡会を開催し、内部監査スケジュールや内部監査方針、実施状況等について意見・情報交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

全社的なインセンティブプランのあり方を検討して参ります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度における取締役に対する年間報酬総額は174百万円、取締役・監査等委員に対する年間報酬総額は10百万円(うち社外取締役7百万円)、監査役に対する年間報酬総額は4百万円(うち社外監査役2百万円)、役員の報酬の総額は189百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、社長室より適時情報提供をしております。
また、取締役会議案や関連資料の配布についても、社長室より事前に説明と必要に応じて関係部門とのミーティング設定などを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会が実質的に機能しており、全ての主要な事項の経営上の意思決定機関となっています。
取締役会では、経営上の重要事項は全て付議されるほか、業務の進捗状況について議論し対策などを検討しています。
また取締役・監査等委員3名による監査等委員会が定期的開催され協議しています。
その他の業務執行については、各部門の長であるディレクター(6名、男3名・女3名)がその権限において決定しています。
監査については、監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置し、当社及び子会社の監査を行っており、内部監査部門による内部監査結果は監査等委員会において毎月報告されております。
また、監査等委員は取締役会及び経営戦略会議に出席し、取締役の職務の執行状況をチェックしており、監査等委員会、内部監査部門による内部監査、監査法人による会計監査を実施しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1)公正な意思決定と職務執行の法令適合
取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員が業務に精通した社内取締役であり、一方、取締役・監査等委員3名(うち社外取締役2名、社内取締役1名)により、意思決定プロセスと各取締役の業務執行等をチェックする体制になっております。

(2)リスク発生時の迅速な対応
取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員が社内取締役であり、常に代表取締役への情報集中と取締役内の情報共有を行っており、リスク発生時には、取締役・監査等委員からのアドバイスを受け、迅速かつ適切な対応が行える体制になっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定 日曜日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 半期ごとに1回開催予定(第2四半期決算及び決算説明) あり

IR資料のホームページ掲載 URL:<http://www.haba.co.jp/company/>
決算情報、決算報告以外の適時開示資料、決算説明会資料を掲載

IRに関する部署(担当者)の設置 IR担当役員:取締役兼ディレクター 宮崎一成
IR担当者:総務部マネージャー 柴田佳三

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 企業グループの理念、役職員の行動指針として「われらの誓い」を制定し、お客様、取引先、株主、社会から信頼される企業グループになることを宣言しています。
また「われらの誓い」は役職員が常に携帯して毎朝唱和し、グループ役職員全員が企業倫理を尊重し、健全な事業活動を行う事を誓っております。

環境保全活動、CSR活動等の実施 「われらの誓い」の中で、「地域社会、地球に感謝し、社会に有益なことに進んで協力し、よき社会人としての責任を果たさなければならない(抜粋)」と宣言しています。
この「われらの誓い」の実現のために、工場子会社、物流子会社では数地内の緑化を進めるなど、環境保全に努めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 ディスクロージャーポリシーの中で、株主、投資家を始め、ステークホルダーに対し、速やかに適時・適切な情報開示を実施するよう定めております。

その他 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の構成は、男性5名、女性2名です。
取締役・監査等委員3名の構成は、男性3名です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの信条である「われらの誓い」に則り、企業価値の増大と安定的かつ持続的な経営基盤を構築すると共に、法と社会規範を守り社会に貢献する企業として成長と進化を続けていくことを宣言し、下記方針のもと、内部統制の徹底を図ることとしています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレートガバナンス

当社は、監査等委員会設置会社であり、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、公正な意思決定プロセスの確保に努める。取締役会は、法令、定款及び取締役会規程やその他の社内規程に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、職務を執行する。

(2) コンプライアンス

コンプライアンス担当役員、コンプライアンスポリシーを定め、周知徹底を図る。

コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスチェックリストを作成し、内部監査部門と連携してモニタリングを実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役は、各業務担当部門を指揮し必要に応じ社内規則またはガイドライン等の制定を行い、マニュアルの作成配布、教育を実施して、当社の損失の危機を事前に回避・予防し、内部監査部門を通して管理する。

(2) 危機が発生したときには代表取締役の下に情報を集積し、代表取締役は取締役会を招集し、迅速且つ適正に対応する。代表取締役が不在のときは、職務権限の定めるところにより代行者がその任に当たる。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制について、各部門において関係する規程や業務文書等を整備するとともに、内部監査部門が独立の立場でモニタリングを実施し、金融商品取引法に基づく企業集団における財務報告の信頼性と適正性を確保する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 月次の利益計画を作成し、予算管理を行う。

(2) 取締役ごとの役割と責任を明確にすることにより意思決定のプロセスを簡素化する。

(3) 状況に応じて代表取締役と取締役との直接合議により迅速な意思決定を行う。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 関係会社の取締役を当社から原則として1名以上派遣し、関係会社の取締役の職務執行の監視・監督または監査を行う。関係会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他関係会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき取締役を兼務する役員が担当する。関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとする。

(2) 関係会社に対する内部監査、監査等委員会による監査体制を充実する。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人として、監査等委員会の同意の下に、監査計画に従い必要な人員を配置する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人は、取締役からの不当な干渉を避けるとともに、その任命または異動にあたっては監査等委員会の事前の同意を要するものとする。

9. 監査等委員である取締役及び監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査等委員である取締役及び監査等委員会に以下の報告を行う。

(1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実

(2) 取締役及び使用人が、不正行為、法令及び定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨

(3) 監査等委員である取締役または監査等委員会が報告を求めた事項及び、報告事項に関連し、監査上有用と判断される事項

(4) 毎月の月次会計資料

(5) 営業に関する主要な月次資料

(6) 内部監査に関する計画、監査結果等の内部監査に関する資料

(7) 重要な会議の開催予定

(8) 監査等委員である取締役及び監査等委員会への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。

10. その他監査等委員会の職務等が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の監査等委員会及び内部監査部門の監査に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう務める。

(2) 代表取締役と随時意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(3) 監査等委員である取締役または監査等委員会からの報告・意見を、取締役及び使用人は真摯に受け止め、適切な処置を講ずる。

(4) 監査等委員である取締役または監査等委員会の職務の執行については、事業年度ごとに一定額の予算を設け、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた取り組みについては、法令および企業理念に則り対応することが重要であるとの認識に立ち、ハーバーグループの役員に周知徹底していくとともに、警察等外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めます。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社では、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うため、社内規程に従って、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

1. 適時開示の担当部署

情報の集約・管理は統括情報管理責任者及び副統括情報管理責任者とします。
統括情報管理責任者は取締役より選任します。

2. 会社情報の適時開示に係わる社内体制

- (1) 当社及び子会社においては内部情報・重要事実などが発生した場合には、役職員はその内容を直ちに担当部門長又は子会社社長を通じて、統括情報管理責任者もしくは副統括情報管理責任者に報告します。
- (2) 当該情報・事実が、適時開示情報に該当するか否かについては、統括情報管理責任者及び副統括情報管理責任者を中心に、当該案件担当部署や社長室等の関係部署が検討・判断します。
- (3) 適時開示情報と判断された場合には、統括情報管理責任者及び副統括情報管理責任者は、情報の漏洩防止の為の情報管理を徹底するとともに、適時開示の指示を行います。

3. 情報の適時開示

決定事実及び決算情報については、取締役会承認後遅滞なく、また発生事実は発生を認識後遅滞なく適時開示を行います。これに合わせ当社ホームページにも当該情報の掲載を行います。

